

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定事業所番号 3870111485 号

当事業所は、契約者に対して指定通所介護を提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて
次の通り説明します。

(注) 指定通所介護の利用は、原則として要介護認定で「要介護」と認定されている
方が対象となります。要介護認定をまだ受けられていない方でも「要介護」に見込
まれる方は、利用できます。

— 目 次 —

1. 事業所運営法人	1
2. 事業所概要	1～2
3. 職員の配置状況と職務の内容	2
4. 事業所が提供するサービスと利用料金	2～7
5. 苦情の受付について	7～9

1 事業所運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 愛媛県済生会
- (2) 法人所在地 愛媛県松山市山西町997番地1
- (3) 電話番号 (089) 952-0332
- (4) 代表者氏名 支部長 岡田 武志
- (5) 設立年月日 昭和 6年 7月1日

2 事業所概要

- (1) 事業所の種類 通所介護
平成28年11月 1日指定 第3870111485号
- (2) 事業所の目的 事業所の職員が、要介護状態の契約者に対し、指定通所介護サービスを適正に提供することを目的とします。
このサービスは、「要介護」に認定された方が利用できます。
- (3) 運営の方針 要介護状態となった場合においても、契約者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (4) 事業所の名称 済生会デイサービス三津
- (5) 事業所の所在地 愛媛県松山市住吉二丁目6番8号
- (6) 電話番号 (089) 911-6001
- (7) 管理者 井上 千里
- (8) 開設年月 平成28年11月 1日
- (9) 送迎実施地域 愛媛県松山市（島嶼部を除く）
- (10) 営業日 月曜日から土曜日。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。

- (11) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (12) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分まで
- (13) 定 員 20名（指定介護予防型通所サービスを含む。）

3 職員の配置状況と職務の内容

当事業所では、契約者に対して指定通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員配置は、指定基準を遵守します。

(1) 職員の配置状況（指定介護予防型通所サービスを兼ねる）

職 種	常勤者配置数	非常勤者配置数
① 管理者	1名（兼務）	
② 生活相談員	2名（2名兼務）	
③ 介護員	2名（1名兼務）	4名
④ 看護師		3名（兼務）
⑤ 機能訓練指導員		3名（兼務）

(2) 職務の内容

- ①管 理 者 職員の管理及び指定通所介護の利用申込に係る連絡調整、業務の実施状況の把握その他の指定通所介護事業所の管理を一元的に行うとともに、事業の適正な執行のために必要な指揮監督を行います。契約者又はそのご家族の希望及び身体状況等に配慮して通所介護計画を作成します。
- ②生活相談員 契約者又はそのご家族等との連絡調整・相談援助、他の職員に対する援助目標及びサービス内容の徹底、サービス担当者会議への出席、契約者の希望並びに心身の状態及びご家族等の状況に配慮した指定通所介護サービスを提供出来るよう調整する。
- ③介 護 員 契約者の身体状況等を把握し、通所介護計画に基づいた介護サービスを行います。
- ④看 護 師 契約者の身体状況等を把握し、健康状態の管理、服薬・処置等を行います。
- ⑤機能訓練指導員（看護師が兼務します）
契約者が日常生活における生活機能の維持・向上をはかるための機能訓練を実施します。

4 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス（契約書第4条関係）

①一般的健康状態の確認

身体及び健康（血圧・体温・脈拍・身長・体重）状態を確認します。

②介護及び入浴のサービス

身体状況にあった介護、入浴（一般浴・足浴・清拭）等のお世話をします。

③相談援助サービス

生活相談員が相談に応じ、適切な援助を行います。

④送迎サービス

車両による送迎を行います。

⑤運動機能向上

機能訓練指導員が、個別の身体状況にあった機能維持向上訓練を実施します。

⑥食事サービス

健康状態に適した食事の提供を実施します。

1日あたりの負担金 注) 上記①～⑤のサービス料金（1割負担の場合）（単位 円）

要介護認定 サービスの内容（所要時間）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満の場合	370	423	479	533	588
4時間以上5時間未満の場合	388	444	502	560	617
5時間以上6時間未満の場合	570	673	777	880	984
6時間以上7時間未満の場合	584	689	796	901	1,008
7時間以上8時間未満の場合	658	777	900	1,023	1,148

加 算

① サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位／回
② 入浴介助加算（Ⅰ）	40単位／日
③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1カ月の利用料金に9.2%加算となります。
④ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位／月

（注）上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき決定されたサービスの内容を行うために標準的に必要となる時間に基づき算定されます。

- ① 介護福祉士の資格保有者 50%以上の職員を配置し、サービスの質の向上に資する取組を実施
- ② 各専門職と連携の上、入浴計画を作成し自宅に近い環境にて入浴介助を行う
- ③ これまでの介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化
- ④ 利用者毎の日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他利用者毎の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスの計画を見直すなど、その情報を適切に活用します。

※上記金額は1割負担の場合の額。2割、又は3割の方は負担割合に応じた額となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条・第7条関係）

以下の①～④及びア、イについては、介護保険外のサービスとなり、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事サービス

管理栄養士の献立により高齢者の嗜好及び身体状況に配慮した食事を提供します。

食費 昼食 565円

② 紙おむつ使用料

紙おむつについては、利用者負担になります。 1枚 80円

③洗濯代

必要に応じて衣類の洗濯を行った場合は、洗濯機使用料が契約者の負担になります。

1回 100円

④レクリエーション等の実施

希望のレクリエーション等に参加していただくことができます。ただし、個別に参加するレクリエーション(フラワーアレンジメント等)に係る材料代等の実費は、契約者の負担になります。

⑤介護保険支給限度を超える指定通所介護

要介護度の支給限度を越える部分は、保険給付されず実費負担が生じます。

⑥サービス提供時間外の滞在には実費負担が生じます。

ただし、営業時間を超えての滞在はできません。

レクリエーション等の主な行事予定

○主な年間予定

節分	事業所内で豆まきを行います。
ひなまつり	おひなさまなどの飾り付けを行います。
端午の節句	こいのぼりなどの飾り付けを行います。
七夕まつり	七夕の飾り付けを行います。
夏祭り	模擬店などで夏の雰囲気を感じて頂きます。
敬老週間行事	敬老の日を祝します。
クリスマス・忘年会	演芸など行事を楽しんで頂きます。

○主な行事予定

誕生祝	誕生月の方を皆さんでお祝いします。
趣味活動	折り紙、編み物、囲碁・将棋、大人の塗り絵などを行います。
脳トレ活動	パズル、計算ドリル、クイズ、間違い探しなどを行います。
身体機能訓練	下肢筋力の維持・強化、リハビリ体操をします。
レクリエーション	各種ゲームを楽しんでいただきます。

ア 特別な食事

契約者の希望より提供した特別な食事（嗜好品）は、実費負担していただきます。

イ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担していただくことが適当であるものは、実費を負担していただきます。

(例) 自らの意思により購入した日用品、物品、衣類、嗜好品等の購入代金。
美容サービス等

(注1) 介護保険からの給付額に変更があったとき、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があるときは、正当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の容と変更する事由についてご説明します。

(注2) 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合は、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

前記(1)、(2)の料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

① 金融機関口座からの自動引き落とし(手数料無料) 指定機関は次のとおり

ゆうちょ銀行 愛媛銀行 伊予銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫
川之江信用金庫、四国労働金庫、愛媛県下農業協同組合

② 指定口座への振込み(金融機関所定の振込手数料が必要です。)

指定口座 愛媛銀行 三津浜東支店 普通預金 0958900

口座名義人 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部 愛媛県済生会
松山特別養護老人ホーム 施設長 山崎準平

③ 済生会松山特別養護老人ホーム事務所で現金支払い(日・祝日は不可)

(3) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条関係)

① 利用予定期間の前に、契約者の都合により、指定通所介護を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

② 利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出をされた場合は、取消料として500円をお支払いただく場合があります。ただし、契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③ サービス利用期間の変更又は追加の申出に対して、利用状況等により希望する日にサービスを提供することができない場合は、利用可能期日を示して協議します。

④ 新たなサービス利用を追加する場合は、サービス実施日の前日までに指定居宅介護支援事業者で居宅サービス計画の変更が必要になります。

(4) 身体拘束の禁止について(契約書第10条第5項関係)

当事業所は、契約者の身体拘束・その他行動を制限する行為を致しません。ただし、本人又は他の利用者等の生命又は身体の保護に必要な場合に限り、身体拘束を行うことがあります。

(5) 事故発生時の対応(契約書第10条第7項関係)

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、家族等、指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、その事故状況及び経過の記録等、必要な措置を講じます。

(6) 緊急時の対応（契約書第10条第8項関係）

契約者の健康状態に急変が生じた場合等の緊急時は、速やかに代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（受診・入院にあたっては、ご家族の協力が必要になります。）

ご 家 族	氏 名			
	所在地		電話番号	
主 治 医	氏 名			
	所在地		電話番号	
協力医療機関	名 称	社会福祉法人恩賜財団済生会 松山病院		
	所在地	愛媛県松山市山西町880-2	電話番号	089-951-6111
いずれかを○で囲む 緊急入院・受診の対応は、主 治 医 協力医療機関 での対応を希望する。				

(7) 守秘義務及び個人情報について（契約書第11条関係）

当事業所は、契約者及びその家族等の個人情報について、第三者へ漏洩しません。ただし、次の場合については、必要最低限の個人情報の提供を行います。

- 一 法令に基づく要請の場合（協力を求められる最低限の範囲）
- 二 受診・施設入所等に伴い、医療機関又は指定居宅介護支援事業者等に情報提供を行う場合（別紙看護要約等に記載する範囲）
- 三 介護保険法で定めるサービス担当者会議開催に伴い、指定居宅介護支援事業者等へ情報提供を行う場合（通所介護計画に記載する範囲）
- 四 契約者の便宜を代理で行う場合（契約者から依頼された範囲）
- 五 介護保険事務を行う場合（請求・照会への回答を行うために必要最低限の範囲）
- 六 利用料金の口座引落とし事務を行う場合（必要最低限の範囲）
- 七 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するために必要な協力をする場合（協力を求められる最低限の範囲）
- 八 損害賠償保険事務を行う場合（保険請求・届出・相談に必要な最低限の範囲）
- 九 家族等への心身の状況説明を行う場合（必要な説明を行うための最低限の範囲）

(8) 個人情報は、次の目的に限り使用又は取得いたします。

- 一 契約者に対して、介護保険サービスの提供を適切に行うため。
- 二 介護保険法等関係法令で定める運営管理を適切に行うため。
- 三 契約者の生命・身体又は財産の保護のため。

(9) 損害賠償責任（契約書第14・15・16条関係）

当事業所の責任による事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をします。

※事業所の設備、管理体制、業務に不備・欠陥がない場合は、損害賠償の対象になりません。

(10) その他利用に関する留意事項

○医療機関への受診 緊急時以外はご家族での対応をお願いします。

○設備の利用 故意に、壊す汚す行為をする場合は、本人負担で原状回復、又は弁償していただくことがあります。（利用者に判断能力がないと認められる

場合は除く)

- 所持品の管理 必要な場合は、事前にご相談してください。(必要以上の現金、高額なアクセサリ等の貴重品類は持参をご遠慮ください)
- 迷惑行為の禁止 他のご利用者・職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動、その他相手が迷惑に感じるハラスメント行為は禁止します。
- 飲酒・喫煙 禁止しております。酒気を帯びての利用もお断りします。

(11) 非常災害対策について

消防・地震等に対応するための設備を整えるとともに、定期的な点検により設備機能が發揮できるようします。また、定期的に避難・消防訓練を実施します。災害種別ごとの計画を策定して、事業所内の見やすい場所に掲示します。

(12) 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます。
- 四 上記を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止を講じるとともに、市町村に報告します。

(13) 第三者評価の実施状況

実施なし

5 苦情の受付について（契約書第23条関係）

- (1) 当施設における相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）は下記のとおりです。

苦情受付 担当者 管理者 井上 千里

電話番号 089-911-6001（月～土 8:30～17:30）

F A X 089-911-6002

苦情解決 責任者 済生会松山特別養護法人ホーム 管理者（施設長）山崎準平

電話番号 089-922-5455

○苦情は面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けし下記のような体制・手順にて処理いたします

- ①苦情受付担当者が受け付けた苦情を文書に記録し、苦情解決責任者に報告いたします。
- ②苦情解決責任者は苦情内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。
- ③ご利用者様の立場に立ち、苦情内容を詳細に調査いたします。
- ④苦情受付担当者と苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

⑤苦情内容・処理内容については、文書に記録し指定書庫（鍵付）にて5年間保管します。

（2）行政機関は、下記のとおりです。

松山市役所 指導監査課

所在地 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電 話 089-948-6968 （月～金 8：30～17：15）

（3）苦情受付機関は、下記のとおりです。

① 愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地 愛媛県松山市高岡町101番地1

電 話 089-968-8700 （月～金 8：30～17：15）

③ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内

電 話 089-998-3477

（月～金 9：00～12：00、13：00～16：30）

令和 年 月 日

指定通所介護の提供に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会
済生会デイサービス三津

説明者 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
説明事項について、同意・承諾します。

利用者氏名 印

利用者家族氏名 印
(利用者との関係)